

遺言書 作成や保管に 確実に

生前にできる死後への備えの一つとして、遺言書があります。家族を相続のトラブルから守る手段でもあり、最近ではシングルの人でも書く人が多いそうです。7月からは「自筆証書遺言書」が全国の法務局で保管できるようになりました。

遺言を書いた方がいい人としてまず挙がるのが、子どもがいない夫婦で配偶者に全財産を相続させたい人だ。直系尊属が他界していれば、相続人は配偶者ときょうだい（おいやめいの場合を含む）になるが、きょうだいには遺留分がないため、遺言で配偶者がすべて相続できる。

遺産を分ける際、遺言書がなくても、配偶者や子といった相続の権利を持つ人同士が話し合っただけに終わればいいが、そうとは限らないこともある。最高裁の統計では、調停などが成立した遺産分割事件を金額別に見ると、約3割は1千万円以下だ。相続トラブルは人ごとではない。

相続人のたれが、どれくらい受け取るかは民法で決められている。その「法定相続」よりも優先されるのが、遺言による相続だ。遺言で意思が示されていれば親族間のもめごとを防ぎ、相続人以外に世話になった人などにも財産を譲ることができる。書面で残す遺言は原則15歳以上なら可能だ。

「令和版 遺言の書き方と相続・贈与」を監修した比留田薫弁護士は、遺言を書くうえでの注意点として「遺留分」を挙げる。遺言の内容にかかわらず、相続人が請求すると保障される最低限の取り分を指す。遺留分が認められるのは配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）と直系卑属（子、孫など）で、遺留分以外は財産を残す人が自由に決められる。特定の相続人や第三者に「全財産を譲る」と書くことで、別の相続人から遺留分を請求される可能性があるため、あらかじめ考慮した方がいい。

手書きし法務局に預ける新制度 ◆ 公正証書も有効

内縁の配偶者に財産を譲りたい人は、法律上の婚姻関係がないと相続権がないため、遺言が必要になる。再婚して現在と前の配偶者それぞれに子どもがいる場合、両方の子どもが相続人になる。法定相続分と異なる配分にした場合は遺言で指定できる。

このほか、介護などで世話になった子どもの配偶者や友人など、相続人以外に財産を残したい人は遺言が有効だ。シングルで相続人がいない場合も、遺言で特定の人や福祉団体などに贈与できる。

「親に遺言を書いてもらいたい」と考える人も多いだろう。だが、比留田さんは「本人の意思で書くことが重要で、無理やり書かせたりするとトラブルの原因になる」とクギを刺す。

遺産について遺言する場合は「財産目録」を作ることから始まる。相続には不動産、預貯金、有価証券、貴金属などプラスの財産に加え、ローンや借金といったマイナスの財産も含まれる。だれにどの財産を渡すかを整理するうえで重要な作業だ。

遺言書の代表的なものは「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」で、長所と短所がある。自筆証書遺言はいつでもどこでも自由に作れ、証人もいらない手軽さがある一方で、本人が手書きで書かなければならない。形式に不備があると無効になる恐れもある。自宅などに保管して死後に発見されなかったり、第三者によって改ざん・偽造されたりする心配もある。死後に遺言書を開封するには、家庭裁判所で遺言書の状態や内容を確認する手続き（検認）を受けなければならない。

そんな自筆の遺言の使い勝手をよくしようと、昨年1月からは、パソコンでの財産目録の作成や、通帳のコピーの添付も認められるようになった。

今年7月からは、自筆の遺言を全国312カ所の法務局に預けられるようになった。手数料は1件3900円。手続きの際に職員が形式上の不備を確認してくれるが、遺言内容の相談には応じない。保管していた人が死亡時に、相続人らが遺言書の保管の有無を確認できる。内容を確認できる。家裁での検認は不要だ。

もう一つの公正証書遺言は、公証役場で2人以上の証人が立ち会い、法律の専門家である公証人と作る遺言だ。相続人らは証人にはなれない。戸籍謄本などが必要で、作成には手数料もかかる。一方で遺言書は公証役場に保管されるので、死後に紛失や破棄、偽造される心配はない。検認も不要だ。

遺言は死後に確実に発見され、その内容通りにならなければ意味がない。遺言を残したことをだれかに知っておいてもらう必要がある。そこで弁護士や税理士など、信頼できる第三者に遺言の保管・執行を依頼する人もいる。

遺言では、特定の子どもに、自分が亡き後の配偶者の面倒を見ることを条件に財産を多く譲る、といったことも書ける。比留田さんは「『家族で助け合って欲しい』など、残された家族への思いも書くことで、トラブルを防ぐことの一助にもなる」と話す。

遺言書の作成や相続の手続きで分からないことがあれば、必要に応じて弁護士や税理士といった専門家のアドバイスも仰ぐといい。（及川綾子）

相続トラブル防ぐには

充実



遺言を書くために 比留田薫弁護士への取材などから

- 相続人が請求できる遺留分
→ 相続財産の2分の1、親のみは3分の1

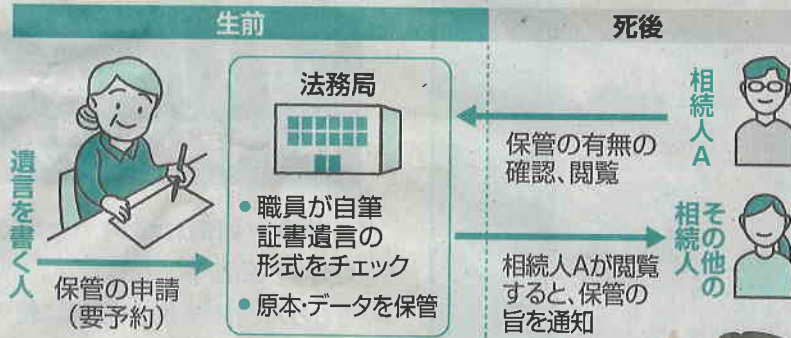
| 相続人 | 遺留分の割合 | 遺言で自由にできる割合 |
|-----------|-----------------------|-------------|
| 配偶者のみ | 配偶者 2分の1 | |
| 配偶者と子ども1人 | 配偶者 2分の1 子ども 4分の1 | |
| 配偶者と父母 | 配偶者 3分の1 父母 各12分の1 | |

● 自筆証書遺言と公正証書遺言の違い

| | 自筆証書遺言 | 公正証書遺言 |
|------|---|---|
| 作成方法 | 本人が全文、作成年月日、氏名を手書きで記す。押印も必要で、訂正や削除は決められた方法で行う | 公証役場で公証人の確認・助言のもとで作る。証人2人以上が立ち会い、財産額に応じた手数料がかかる |
| 保管方法 | 自宅や貸金庫など自由。開封時に家庭裁判所の「検認」が必要 | 公証役場で保管し、遺言の有無を死後に検索できる |

● 遺言保管の新制度

自筆証書遺言を保管する新制度



ポイント

- 遺留分を念頭に遺言を書く
- 自筆証書遺言と公正証書遺言の長所・短所を比べ、自分に合う方を選ぶ
- 自筆証書遺言を書く場合、無効にならないように形式を入念に確認する

